解散公告

当社は、平成二十五年三月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

名古屋市中区新栄一丁目八番一二号

株式会社エコ・プロジェクト

代表清算人　山本　良明

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

愛知県岡崎市舞木町字阿形一六番地一

株式会社ＮＥＯＮＥＬＥＭＥＮＴＳ

代表清算人　川瀬　綾子

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

京都府宇治市槇島町目川一六七番地の七

株式会社ＨＯＴＴＡ

代表清算人　永井　淳一

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

京都府長岡京市今里二丁目五番一号

有限会社ジャン・コーポレーション

清算人　田中嘉津美

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

大阪市平野区瓜破東二丁目一―一二―二〇五

株式会社フライト

代表清算人　十河　良寿

解散公告

当社は、平成二十五年三月八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

大阪市西成区花園北一丁目七番一九号

有限会社たけむら

清算人　竹村　賢三

解散公告

当法人は、平成二十五年二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

大阪府堺市北区新金岡町五丁四番五九号

特定非営利活動法人ひかり

清算人　山下　里美

解散公告

当法人は、平成二十五年二月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

和歌山県紀の川市窪一一三番四竹房会館内

特定非営利活動法人西行法師・明算上人の生誕地を守り顕彰する会

清算人　竪　源之

解散公告

当法人は、平成二十五年二月二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

長崎市平野町一三番一三号

特定非営利活動法人長崎ライト

清算人　平山眞智子

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十六日開催の株主総会の決議により平成二十五年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

熊本県熊本市中央区坪井六丁目二九番一三号

有限会社エヌアールシー・サービス

清算人　永田　憲一

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

宮崎県都城市下水流町三六五番地二

有限会社デイサービスもみじ

清算人　松本　保男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月十三日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

名古屋市名東区社が丘四丁目一一〇七番地

社会福祉法人孝経福祉会

清算人　加藤　幸司

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月十一日春日井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

愛知県春日井市気噴町二丁目一八番地一

春日井南気噴土地区画整理組合

代表清算人　野田　恭

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月五日兵庫県姫路市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

兵庫県姫路市安田四丁目一番地

姫路市西蒲田下野土地区画整理組合

清算人代表　隅田　良一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町二二番地一

財団法人金ケ崎町福祉基金

代表清算人　髙橋　由一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年二月二十六日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

千葉県佐倉市上座六〇一番二

佐倉市井野南土地区画整理組合

清算人代表　藤代　成司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月二十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十九日

富山県富山市願海寺七五二番地

宗教法人瑞詮寺

清算人　眞岸　勝彦